

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

平成26年3月31日

3 随意契約の相手方の氏名及び住所

- (1) 氏名 財団法人地方自治情報センター
- (2) 住所 東京都千代田区一番町25番地

4 随意契約に係る契約金額

133,395,348円

5 契約の相手方を決定した手続

随意契約

6 随意契約によった理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第1号の規定による。

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名称 北海道総合政策部地域行政局市町村課
- (2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第399号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、美瑛土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があった。

平成26年5月20日

北海道知事 高橋 はるみ

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏名	住所
就任	平成26. 5. 4	理事	福家敏春	上川郡美瑛町字置柁牛上精美
同	同	同	寺口方水	同 美瑛町字美瑛原野4線
同	同	同	石橋俊光	同 美瑛町字美沢共立
同	同	同	大島一之	同 美瑛町字水沢
同	同	同	本間英行	同 美瑛町字下宇莫別第1
同	同	同	内田一之	同 美瑛町字中宇莫別第2
同	同	同	中村勉	同 美瑛町字朗根内
同	同	同	寺林憲秀	同 美瑛町字横牛第1
同	同	監事	谷口幹男	同 美瑛町字新星第1
同	同	同	友田秀俊	同 美瑛町字依真布第1
退任	同 26. 5. 3	理事	寺崎實	同 美瑛町字下宇莫別第2
同	同	同	野村栄一	同 美瑛町字美瑛原野2線
同	同	同	福家敏春	同 美瑛町字置柁牛上精美
同	同	同	石橋俊光	同 美瑛町字美沢共立

目次

告 示

- 特定調達契約に係る落札者等の公示……………（市町村課） 26
- 土地改良区の役員の就任及び退任の届出……………（農業施設管理課） 26
- 土地改良区の定款の変更の認可……………（農業施設管理課） 27
- 知事権限に係る保安林の指定の解除……………（治山課） 27
- 知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更……………（治山課） 27
- 道路の区域の変更及び供用の開始……………（維持管理防災課） 27
- 北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定の一部改正……………（調達課） 27

道教育庁教育局告示

- 特定調達契約に係る落札者等の公示…………… 28
- 特定調達契約に係る入札の公告…………… 28

道収用委員会告示

- 裁決手続開始の決定…………… 30

道公安委員会規則

- 道路交通法の規定に基づく講習に関する規則の一部を改正する規則…………… 31

道警察本部告示

- 取消処分者講習実施規程の一部を改正する規程…………… 32
- 特定調達契約に係る入札の公告（3件）…………… 33

告 示

北海道告示第398号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成26年5月20日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
平成26年度住民基本台帳ネットワークシステム北海道ネットワーク監視・保守に関する業務 一式
- 2 随意契約の相手方を決定した日

同	同	同	古川勝義	同	美瑛町字みどり
同	同	同	内田一之	同	美瑛町字中字莫別第2
同	同	同	中村勉	同	美瑛町字朗根内
同	同	同	寺林憲秀	同	美瑛町字横牛第1
同	同	監事	谷口幹男	同	美瑛町字新星第1
同	同	同	畑野清春	同	美瑛町字俵真布中央

北海道告示第400号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。

平成26年5月20日

北海道知事 高橋 はるみ

認可年月日	土地改良区名
平成26. 5. 8	日高門別土地改良区
同 26. 5. 9	厚真町土地改良区

北海道告示第401号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成26年5月20日

北海道知事 高橋 はるみ

- 解除に係る保安林の所在場所 十勝郡浦幌町字チブネオコツベ1の1（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的 霧害の防備
- 解除の理由 公共施設用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道十勝総合振興局産業振興部林務課及び浦幌町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第402号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成26年5月20日

北海道知事 高橋 はるみ

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 様似郡様似町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道日高振興局産業振興部林務課及び様似町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第403号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び北海道十勝総合振興局帯広建設管理部に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成26年5月20日

北海道知事 高橋 はるみ

- 道路の種類 道道
- 路線名 植坂足寄停車場線
- 道路の区域

区	間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間
足寄郡足寄町北6条1丁目52番7地先 （一般国道242号交点）から同郡足寄町 北4条2丁目41番8地先まで		前	18.00mから 18.00mまで	542.32m	一般国道242号 重複L=14.54m
		後	18.00mから 37.03mまで	542.32m	一般国道242号 重複L=14.54m

北海道告示第404号

昭和53年北海道告示第3728号（北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定）の一部を次のように改正し、平成26年4月24日から適用する。

平成26年5月20日

北海道知事 高橋 はるみ

- 売りさばき人の項とまこまい広域農業協同組合の事項中「同上厚真事業所」を削る。

道教育庁教育局告示

北海道教育庁空知教育局告示第39号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成26年5月20日

北海道教育庁空知教育局長 寺 脇 文 康

1 落札に係る物品等の名称（1リットル当たりの単価）及び調達予定数量

- | | |
|--------------------|-------------|
| (1) A重油その1（岩見沢地域） | 393,000リットル |
| (2) A重油その2（空知南部地域） | 191,000リットル |
| (3) A重油その3（夕張地域） | 142,000リットル |
| (4) A重油その4（空知中部地域） | 368,000リットル |
| (5) A重油その5（空知北部地域） | 480,000リットル |
| (6) A重油その6（深川地域） | 78,000リットル |
| (7) 灯油その1（岩見沢地域） | 168,300リットル |
| (8) 灯油その2（空知南部地域） | 27,900リットル |
| (9) 灯油その3（夕張地域） | 6,500リットル |
| (10) 灯油その4（空知中部地域） | 61,900リットル |
| (11) 灯油その5（空知北部地域） | 107,900リットル |
| (12) 灯油その6（深川地域） | 30,200リットル |

2 落札を決定した日

平成26年3月19日

3 落札者の氏名及び住所

- (1) 1の(1)及び(4)
ア 氏 名 いわみざわ農業協同組合
イ 住 所 岩見沢市2条西1丁目1番地
- (2) 1の(2)及び(8)
ア 氏 名 株式会社メリーワーク
イ 住 所 夕張郡由仁町本町151番地
- (3) 1の(3)及び(9)
ア 氏 名 丸大石油株式会社
イ 住 所 夕張市紅葉山38番地
- (4) 1の(5)及び(11)
ア 氏 名 北いぶき農業協同組合
イ 住 所 雨竜郡秩父別町1298番地の8
- (5) 1の(6)

ア 氏 名 第一興産株式会社
イ 住 所 滝川市朝日町東2丁目2番5号

(6) 1の(7)

ア 氏 名 岩見沢エネルギー協同組合
イ 住 所 岩見沢市大和3条7丁目10番地

(7) 1の(10)

ア 氏 名 有限会社永友商事
イ 住 所 砂川市東6条南8丁目1番18号

(8) 1の(12)

ア 氏 名 ミナミ石油株式会社
イ 住 所 札幌市北区篠路7条1丁目4番1号

4 落札金額

(1) 1の(1)及び(4)

81.50円

(2) 1の(2)及び(5)

81.80円

(3) 1の(3)及び(9)

96.00円

(4) 1の(6)

85.00円

(5) 1の(7)及び(10)

83.90円

(6) 1の(8)及び(11)

84.00円

(7) 1の(12)

87.39円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成26年2月4日付け北海道教育庁空知教育局告示第2号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道教育庁空知教育局道立学校運営支援室

(2) 所在地 岩見沢市8条西5丁目

北海道教育庁オホーツク教育局告示第24号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達には、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成26年5月20日

北海道教育庁オホーツク教育局長 田 中 宣 行

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称（1リットル当たりの単価）及び調達予定数量

ア A重油その1（網走養護学校）	169,000リットル
イ A重油その2（紋別養護学校ひまわり学園分校）	36,666リットル
ウ A重油その3（紋別養護学校）	98,233リットル
エ A重油その4（紋別高等養護学校）	172,666リットル

(2) 調達をする物品等の仕様等 J I S規格1種2号

(3) 契約期間 契約締結の日から平成27年5月31日まで

(4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成25年北海道告示第3号又は平成26年北海道告示第11号に規定する物品の購入の資格（暖房燃料）を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号）第27条第1項に定める石油販売業の届出のうち、重油について届出をしていること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成26年5月20日から同年6月13日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 093-8619 網走市北7条西3丁目
北海道教育庁オホーツク教育局道立学校運営支援室

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道教育庁オホーツク教育局道立学校運営支援室

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 網走市北7条西3丁目 北海道オホーツク合同庁舎3階講堂
（送付による場合は、郵便番号 093-8619 網走市北7条西3丁目 北海道教育庁オホーツク教育局道立学校運営支援室）

(2) 入札日時

ア 1の(1)ア及びイ 平成26年6月30日（月）午前10時

イ 1の(1)ウ及びエ 平成26年6月30日（月）午前11時

（送付による場合は、いずれも同月27日（金）午後5時までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期

(1) 名称及び数量

ア A重油 960,723リットル

イ 灯油 345,381リットル

(2) 予定時期 平成26年9月頃（入札期日の前日から起算して24日前までに公告する。）

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道教育庁オホーツク教育局ホームページ（<http://www.dokyo.pref.hokkaido.lg.jp/hk/okh/kokuji.htm>）においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のウ及び3の(1)による。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)から(9)まで及び(11)から(13)までによるほか、

次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道教育庁オホーツク教育局道立学校運営支援室
(2) 所 在 地 郵便番号 093-8619 網走市北7条西3丁目
(3) 電 話 番 号 0152-41-0785

12 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :

- a Fuel oil A (JIS class1, No.2) 169,000 liters
b Fuel oil A (JIS class1, No.2) 36,666 liters
c Fuel oil A (JIS class1, No.2) 98,233 liters
d Fuel oil A (JIS class1, No.2) 172,666 liters

B Bid tendering date and time :

- a, b 10:00 A.M., June 30, 2014
c, d 11:00 A.M., June 30, 2014

(If mailed, bids must arrive no later than 5:00 P.M., June 27, 2014)

C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Okhotsk District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Kita 7-jo Nishi 3-chome Abashiri Hokkaido,

093-8619, Japan

Phone : 0152-41-0785

道 収 用 委 員 会 告 示

北海道収用委員会告示第3号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、収用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

平成26年5月20日

北海道収用委員会会長 松浦 正典

- 1 事件名
平成26年（収）第3号札幌圏都市計画道路事業（3・3・31号南1条通）収用事件
- 2 起業者の名称
札幌市
- 3 事業の種類
札幌圏都市計画道路事業（3・3・31号南1条通）
- 4 裁決手続開始を決定する土地

裁決手続の開始を決定する土地						土地所有者		土地に関して権利を有する関係人			
所 在	地 番	地 目	登記記録上の地積(m ²)	実測地積(m ²)	収用しようとする土地の面積(m ²)	氏 名	住 所	氏 名	住 所	権利の表示	
										受付年月日・受付番号	種 類
札幌市中央区南一条西二十四丁目	313番35	宅 地	71.29	71.29	71.29	共有持分 35万5355分の8386 阿久根 大介	鹿児島県鹿児島市山下町12番17号 コーナーフェイス小田505号 ただし、登記記録上の住所は、札幌市中央区南一条西二十四丁目1番13-402号	独立行政法人住宅金融支援機構	東京都文京区後楽一丁目4番10号	平成25年5月10日第7711号	抵当権
								北海道電力株式会社	札幌市中央区大通東一丁目2番地	不明	使用借権
								東日本電信電話株式会社	東京都新宿区西新宿三丁目19番2号	不明	使用借権
								株式会社USEN	東京都港区北青山三丁目1番2号	不明	使用借権
株式会社ジェイコム札幌	札幌市豊平区月寒東二条十八丁目7番20号	不明	使用借権								

								株式会社 UCOM	東京都港区芝浦四丁目2番8号	不明	使用借権
								札幌市	札幌市中央区北1条西2丁目	不明	使用借権

5 裁決手続開始決定の日
平成26年5月9日

道 公 安 委 員 会 規 則

道路交通法の規定に基づく講習に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成26年5月20日

北海道公安委員会委員長 横 内 龍 三

北海道公安委員会規則第4号

道路交通法の規定に基づく講習に関する規則の一部を改正する規則

道路交通法の規定に基づく講習に関する規則（平成元年北海道公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

第4条 削除

第8条第1項中「講習指導員」の次に「（講習において受講者の指導に当たる者をいう。以下同じ。）」を加える。

第10条第1号中「危険運転致死傷（人の死亡又は傷害に係る刑法第208条の2の罪に当たる行為をいう。）」を「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号。以下「自動車運転死傷行為処罰法」という。）第2条から第4条までの罪」に改める。

第12条第3項中「自動車等」を「自動車及び原動機付自転車（以下「自動車等」という。）」に改める。

第13条の2中「取消処分者講習終了証書」を「取消処分者講習終了証明書」に、「当該証書」を「当該証明書」に、「取消処分者講習終了証書再交付申請書」を「取消処分者講習終了証明書再交付申請書」に改める。

第18条各号列記以外の部分中「第4条に規定するもののほか次に掲げる」を「次に掲げる」に改め、同条第3号及び第4号を次のように改める。

(3) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 運転適性指導（法第108条の4第1項第1号の運転適性指導をいう。第36条の4、第69条、第69条の2及び第77条の2において同じ。）について不正な行為をしたため

運転適性指導員、停止処分者講習指導員、高齢者講習指導員又は違反者講習指導員のいずれかの職を解任された日から起算して2年を経過していない者

イ 法第117条の2の2第11号の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していない者

ウ 自動車等の運転に関し自動車運転死傷行為処罰法第2条から第6条までの罪又は法に規定する罪を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終り、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していない者

(4) 次のいずれにも該当する者であること。

ア 運転適性に関する業務に関し、次のいずれかに該当する者であること。

(7) 運転適性検査指導者認定証の交付を受け、運転適性に関する業務に従事した経験の期間がおおむね1年以上ある者

(イ) 公安委員会が運転適性に関する業務に関し(7)に掲げる者と同等以上の技能、知識及び経験を有すると認める者

イ 自動車の運転に関する技能及び知識の指導に関し、次のいずれかに該当するものであること。

(7) 普通自動車に係る教習指導員資格者証及び大型自動二輪車又は普通自動二輪車に係る教習指導員資格者証の交付を受け、自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事した経験の期間がおおむね1年以上ある者

(イ) 普通自動車に係る届出教習所指導員課程及び大型自動二輪車又は普通自動二輪車に係る届出教習所指導員課程を終了し、自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事した経験の期間がおおむね1年以上ある者

(ウ) 公安委員会が自動車の運転に関する技能及び知識の指導に関し(7)又は(イ)に掲げる者と同等以上の技能、知識及び経験を有すると認められる者

第18条第6号を削る。

第36条の4第3号ア中「（法第108条の4第1項第1号の運転適性指導をいう。次号、第69条、第69条の2及び第77条の2において同じ。）」を削り、同号ウ中「刑法第208条の2若しくは第211条第2項」を「自動車運転死傷行為処罰法第2条から第6条まで」に改め、同条第4号イ(イ)中「二輪車を用いた講習」を「自動二輪車及び原動機付自転車を用いた講習」に改める。

第36条の6第3項中「運転適性指導」の次に「面接指導」を加える。

第36条の10第2項中「次に掲げるとおり」を「社会参加活動についての講習指導員としてふさわしい者であると公安委員会が認める者」に改め、同項各号を削る。

第44条第2項第2号中「刑法第208条の2若しくは第211条第2項」を「自動車運転死傷行為処罰法第2条から第6条まで」に改める。

別記様式第4号備考1の事項中「明りょう」を「明瞭」に、「かい書」を「楷書」に改める。

別記様式第5号中「取消処分者講習終了証書」を「取消処分者講習終了証明書」に改め、「本籍」を削り、

「あなたは、道路交通法第108条の2第1項第2号に基づく取消処分者講習を終了したことを証します。」を

「上記の者は、年 月 日道路交通法第108条の2第1項第2号に規定する取消処分者講習を終了した者であることを証明する。」に改め、

同様式備考の事項を次のように改める。

備考1 写真は、講習前6月以内に撮影した、無帽、正面上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものとする。

2 実施機関名は、交付する「公安委員会名」又は「実施講習機関名及び管理者」とする。

3 規格は、A列4番縦長とする。

別記様式第5号の2中「取消処分者講習終了証書再交付申請書」を「取消処分者講習終了証明書再交付申請書」に改め、同様式備考1の事項中「明りょう」を「明瞭」に、「かい書」を「楷書」に改め、同様式備考2の事項中「用紙の大きさは、日本工業規格」を「規格は、」に改める。

別記様式第36号中

番号	フリガナ氏名	生年月日	本籍	住所	指導員氏名

を

番号	フリガナ氏名	生年月日	住所	指導員氏名

に改め、同様式備考の事項中「用紙の大きさは、日本工業規格」を「規格は、」に改める。

附 則

- この規則は、平成26年5月20日から施行する。
- この規則の施行前に道路交通法（昭和35年法律第105号）第84条第1項に規定する自動車等の運転に関し自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号。以下この項において「法」という。）附則第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号）第208条の2又は第211条第2項（法附則第14条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこれらの規定を含む。）の罪を犯した者（法附則第7条の規定による改正後の刑法の一部を改正する法律（平成19年法律第54号）附則第5条に規定する者を除く。）に対するこの規則による改正後の道路交通法の規定に基づく講習に関する規則第10条第1号、第18条第3号ウ、第36条の4第3号ウ及び第44条第2項第2号の規定の適用については、これらの規定中「第4条まで」とあるのは「第4条までの罪、法附則第2条の規定による改正前の刑法第208条の2（法附則第14条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこれらの規定を含む。）」と、「第6条まで」とあるのは「第6条までの罪、法附則第2条の規定による改正前の刑法第208条の2若しくは第211条第2項（法附則第14条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこれらの規定を含む。）」とする。
- この規則の施行の際現に改正前の道路交通法の規定に基づく講習に関する規則に基づき作成された様式用紙に残部がある場合は、当分の間これを使用することができる。

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第242号

取消処分者講習実施規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成26年5月20日

北海道警察本部長 坂 明

取消処分者講習実施規程の一部を改正する規程

取消処分者講習実施規程（平成2年北海道警察本部告示第45号）の一部を次のように改正する。

第17条の見出し中「終了証書」を「終了証明書」に改め、同条中「取消処分者講習終了証書」を「取消処分者講習終了証明書」に、「修了証書」を「終了証明書」に、「当該証書」を「当該証明書」に改める。

第18条の見出し中「終了証書」を「終了証明書」に改め、同条中「終了書証」を「終了証明書」に、「当該証書」を「当該証明書」に、「取消処分者講習終了証書再交付申請書」を「取消処分者講習終了証明書再交付申請書」に改める。

第20条第4号を次のように改める。

(4) 取消処分者講習終了証明書控簿

附 則

この規程は、平成26年5月20日から施行する。

北海道警察本部告示第243号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成26年5月20日

北海道警察本部長 坂 明

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称（1月当たりの単価）及び数量
汎用電子計算機等の賃貸借 一式
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契約期間 平成27年1月1日から平成32年12月31日まで。ただし、予算の範囲内で、当該契約期間を変更することがあり得る。
- (4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成25年北海道告示第3号又は平成26年北海道告示第11号に規定する物品の賃貸借（電子計算機）の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該調達物品に関し、迅速な保守体制が整備されていること。
- (5) 当該調達物品に関し、仕様を満たす製品の供給が可能であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定によ

る条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成26年5月20日（火）から同年6月13日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目
北海道警察本部総務部会計課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道警察本部総務部会計課

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部1階入札会場
（送付による場合は、郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課）
- (2) 入札日時 平成26年6月30日（月）午後1時30分（送付による場合は、同月27日（金）午後5時までに必着）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 4に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び定形外郵便重量50グラムに見合う郵便料に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道警察のホームページ（<http://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/>）においてダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のウ及び3の(1)による。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から参加を除外する

措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)から(9)まで及び(11)から(13)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道警察本部総務部会計課
- (2) 所 在 地 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目
- (3) 電 話 番 号 011-251-0110 内線 2240

11 Summary

- A Nature and quantity of the products to be procured: Operation of a general purpose computer 1 set
- B Bid tendering date and time : 1 : 30 PM., June 30, 2014
(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 PM., June 27, 2014.)
- C Contact : Finance Division, General Affairs Department, Hokkaido Prefectural Police Headquarters, Kita 2-jo Nishi 7-chome, Chuo-ku, Sapporo, 060-8520 Japan
Phone : 011-251-0110 ex. 2240

北海道警察本部告示第244号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成26年5月20日

北海道警察本部長 坂 明

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称（1月当たりの単価）及び数量
グループウェア用サーバ装置の賃貸借 一式
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契 約 期 間 平成27年3月1日から平成33年2月28日まで。ただし、予算の範囲内で、当該契約期間を変更することがあり得る。
- (4) 納 入 場 所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成25年北海道告示第3号又は平成26年北海道告示第11号に規定する物品の賃貸借（電子計算機）の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

- (4) 当該調達物品に関し、迅速な保守体制が整備されていること。
- (5) 当該調達物品に関し、仕様を満たす製品の供給が可能であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成26年5月20日（火）から同年6月13日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目
北海道警察本部総務部会計課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道警察本部総務部会計課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部1階入札会場
(送付による場合は、郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課)

(2) 入 札 日 時 平成26年6月30日（月）午後1時50分（送付による場合は、同月27日（金）午後5時までに必着）

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 4に同じ。

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び定形外郵便重量50グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道警察のホームページ (<http://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/>) においてダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のウ及び3の(1)による。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から参加を除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)から(9)まで及び(11)から(13)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道警察本部総務部会計課
- (2) 所 在 地 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目
- (3) 電 話 番 号 011-251-0110 内線 2240

11 Summary

- A Nature and quantity of the products to be procured: Server device complete set for groupware 1 set
- B Bid tendering date and time: 1:50 PM., June 30, 2014
(If mailed, bids must arrive no later than 5:00 P.M., June 27, 2014.)
- C Contact: Finance Division, General Affairs Department, Hokkaido Prefectural Police Headquarters, Kita 2-jo Nishi 7-chome, Chuo-ku, Sapporo, 060-8520 Japan
Phone: 011-251-0110 ex. 2240

北海道警察本部告示第245号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達には、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成26年5月20日

北海道警察本部長 坂 明

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称（1月当たりの単価）及び数量
通信指令支援システムの賃貸借 一式
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契約期間 平成27年3月1日から平成33年2月28日まで。ただし、予算の範囲内で、当該契約期間を変更することがあり得る。

(4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成25年北海道告示第3号又は平成26年北海道告示第11号に規定する物品の賃貸借（電子計算機）の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該調達物品に関し、迅速な保守体制が整備されていること。
- (5) 当該調達物品に関し、仕様を満たす製品の供給が可能であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成26年5月20日（火）から同年6月13日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目
北海道警察本部総務部会計課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道警察本部総務部会計課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部1階入札会場
(送付による場合は、郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課)

(2) 入札日時 平成26年6月30日（月）午後2時10分（送付による場合は、同月27日（金）午後5時までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 4に同じ。

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び定形外郵便重量50グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道警察のホームページ（<http://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/>）においてダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のウ及び3の(1)による。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から参加を除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)から(9)まで及び(11)から(13)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

(1) 名 称 北海道警察本部総務部会計課

(2) 所 在 地 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目

(3) 電 話 番 号 011-251-0110 内線 2240

11 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured : Communication Command Support system 1 set

B Bid tendering date and time : 2 : 10 PM., June 30, 2014

(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., June 27, 2014.)

C Contact : Finance Division, General Affairs Department, Hokkaido Prefectural Police Headquarters, Kita 2-jo Nishi 7-chome, Chuo-ku, Sapporo, 060-8520 Japan

Phone : 011-251-0110 ex. 2240
